

配偶者居住権とは

配偶者居住権とは、夫婦の一方が亡くなった場合に、残された配偶者が亡くなった人が所有していた建物に、亡くなるまで又は一定の期間、無償で居住することができる権利で、令和2年4月1日以降に発生した相続から適用となります。

建物の価値を「所有権」と「居住権」に分けて考え、残された配偶者は建物の所有権を持っていなくても、一定の要件の下、居住権を取得することで、亡くなった人が所有していた建物に引き続き住み続けられるようにするものです。

例えば、一戸建て住宅に夫婦と子どもが一人住んでいます。

財産として、自宅が2,000万円、預貯金が2000万円があったとします。

夫が亡くなり、遺言書がない場合、妻と子の相続分は1/2ずつとなりますので、それぞれ2,000円となります。

自宅を妻が相続すると、預貯金はすべて子どもに渡ります。逆に、自宅を子どもに渡すと、預貯金は妻に渡りますが、住む家に困ってしまいます。

このようなケースを改善する方法として、今回の配偶者居住権を利用します。

まず、自宅を所有権と居住権に分けます。所有権1,000万円、居住権1,000万円とすると、妻が居住権1,000万円と預貯金1,000万円を取得し、子どもが所有権1,000万円と預貯金1,000万円に分けることができ、自宅に住みながら生活費も得ることができます。

この配偶者居住権が成立するためには、以下の1～3の要件をすべて満たす必要があります。

1. 残された配偶者が、亡くなった人の法律上の配偶者であること
2. 配偶者が、亡くなった人が所有していた建物に、亡くなった時に居住していたこと
3. ①遺産分割、②遺贈、③死因贈与、④家庭裁判所の審判のいずれかにより配偶者居住権を取得したこと

この他にも、配偶者居住権を利用するメリット、デメリットがあります。

詳しくは、当事務所までお気軽にお問い合わせください。